＜こども性暴力防止法に基づく採用条件について＞

R8.11.18

- 当社が運営する児童発達支援・放課後等デイサービスは、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」の対象事業です。
- 本業務に従事するにあたっては、同法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、法令に基づき、本業務に従事させない等の措置を講じる必要があるため、当社では採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- このため、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。